

**月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます**

● 2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は、50% (2010年4月から適用) 中小企業は、25%		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

● 2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに、50%		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>50%</b>

● 中小企業の定義・・・①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額 または、出資の総額	② 常時使用する 労働者数	業種	① 資本金の額 または、出資の総額	② 常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	上記以外	3億円以下	300人以下

<深夜・休日労働の取扱い>

① 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合

⇒ 深夜割増賃金率25% + 時間外割増賃金率50% = 75%

② 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

なお、法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

就業規則の記載例

(割増賃金) 第●条

時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働60時間以下・・・25%

② 時間外労働60時間超・・・50%

<具体的な算出方法>

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。下のカレンダーでは、網掛けの部分に50%以上の率で計算した割増賃金となり、具体的には、6時間(66時間 - 60時間)が、50%以上の割増賃金となります。日曜日の労働は、法定休日労働なので、割増率は35%です。

・ 休日は、日曜日及び土曜日(日曜日を法定休日(35%の割増賃金)と指定)

・ カレンダーの下の数字は、時間外労働(括弧内の数字は累計)

日(法定休日)	月	火	水	木	金	土(所定休日)
	1 5時間	2 5時間(10時間)	3	4 2時間(12時間)	5 3時間(15時間)	6 5時間(20時間)
7 5時間	8 2時間(22時間)	9 3時間(25時間)	10 5時間(30時間)	11	12 5時間(35時間)	13
14	15 3時間(38時間)	16 2時間(40時間)	17	18 3時間(43時間)	19 3時間(46時間)	20 3時間(49時間)
21	22 3時間(52時間)	23 3時間(55時間)	24 2時間(57時間)	25 3時間(60時間)	26 2時間(62時間)	27
28 3時間(8時間)	29 1時間(63時間)	30 1時間(64時間)	31 2時間(66時間)			